

相模原市職員（任期付職員）採用選考案内

【社会福祉：こどもの居場所づくり担当（参事級）】

（任期付職員・社会人経験者）

## 相 模 原 市

## 受 付 期 間

令和7年11月17日（月）～令和7年12月5日（金）

\* メールまたは郵送によりお申込ください。

\* 採用予定日は令和8年4月1日以降です。

| 選考区分                                              | 募集人数<br>（任期）    | 応 募 資 格                                                       |
|---------------------------------------------------|-----------------|---------------------------------------------------------------|
| 社会福祉：こどもの居場所づくり担当（参事級）<br>（スタッフ職）<br>【任期付・社会人経験者】 | 1 名<br>（3年：相談可） | ・官公庁において、放課後児童健全育成事業等、児童の健全育成に関する実務経験を、令和7年10月31日時点で15年以上有する人 |

## 社会福祉：こどもの居場所づくり担当の主な職務

- ◎ 放課後等のこどもの居場所づくり推進のための助言
- ◎ 放課後児童健全育成事業等の充実（児童クラブ・こどもセンター・児童館等の運営における指導・助言、研修の実施）
- ◎ 中高生の居場所づくりに関する指導・助言 など

## \*（注意事項）

- ① 勤務成績が良好と認められる場合に限り、2年間の任期延長が認められる場合があります。
- ② 実務経験の期間については、雇用形態は問わず、週当たり30時間以上の勤務を1年以上継続した場合が該当し、これらの実務経験が令和7年10月31日時点で15年以上（産前産後休暇を含みますが、育児休業期間は含みません。）あることを要します。
- ③ 実務経験が複数ある場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の実務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限りします。
- ④ 最終合格後、応募資格等確認のため職務経歴証明書を提出していただきます。証明ができない場合は、採用されません。

地方公務員法第16条に掲げる次の事項に該当する人は応募できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 相模原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## ◆給与及び勤務条件等

- ◎ 給与は、相模原市一般職の給与に関する条例等に基づき、給料月額を決定するほか、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
- ◎ 職務の級は、相模原市一般職の給与に関する条例等に基づき、経験年数等により7級に決定されます。
- ◎ 勤務地は、相模原市役所こども・若者未来局となります。
- ◎ 勤務時間は、原則として1週間につき38時間45分です。
- ◎ 休日は、原則として土曜日、日曜日のほか国民の祝日、年末年始です。
- ◎ 年次休暇、夏季休暇及び慶弔に係る休暇等の制度があります。

<参考>初任給（令和7年4月1日現在）

| 職務の級                                                                          | 給料月額     | 管理職手当   | 地域手当    | 合計       |
|-------------------------------------------------------------------------------|----------|---------|---------|----------|
| 7級<br>(例：22歳で大学を卒業し、官公庁において、放課後児童健全育成事業等、児童の健全育成に関する実務経験が38年あり、採用時の年齢が60歳の場合) | 449,500円 | 79,300円 | 63,456円 | 592,256円 |

＊（注意事項）  
給料月額及び各種手当は、条例改正等により変更されることがあります。

◆ 選考試験の内容等

| 選 考   | 内 容  | 選 考 日 ・ 場 所                                     | 合格発表（予定）                |
|-------|------|-------------------------------------------------|-------------------------|
| 第1次選考 | 書類審査 | 令和7年12月                                         | 12月中（応募者に結果を通知）         |
| 最終選考  | 個別面接 | 令和8年1月頃<br>※選考場所と日時については、第1次選考の合格者に対して、別途通知します。 | 1月中<br>(第1次選考合格者に結果を通知) |

＊（注意事項）

- ① 選考日（面接予定日）については変更できませんので、あらかじめ御了承ください。
- ② 選考場所への車（バイクを含む。）の乗り入れはできません。
- ◎ この選考に合格すると、原則として令和8年4月1日以降採用されます。
- ◎ 日本国籍を有しない人が採用された場合は、「公権力の行使にあたる業務（生活保護の決定など）」や「公の意思形成に参画する職（ラインの課長級以上の職など）」には従事できません。
- ◎ 日本国籍を有しない人で、採用日において就労が制限されている在留資格の人は採用されません。
- ◎ 虚偽の申告等が明らかになった場合には、合格を取り消す場合があります。

◆ 申込先及び申込方法等

|                     |                                                                                                                                       |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申 込 先               | 相模原市 総務局 人事・給与課<br>〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号<br>電話 042-769-8213（直通）<br>E-mail: jinji-kyuyo@city.sagamihara.kanagawa.jp             |
| 提出書類<br>(全てパソコン作成可) | 選考申込書、職務経歴・実績書                                                                                                                        |
| 申込方法<br>(郵送のみ)      | ＊メールまたは郵送によりお申込ください。<br>＊郵送の場合は、角形2号（申込用紙が折らずに入る大きさ）の封筒を使用し、封筒の表に選考区分を、封筒の裏に「住所・氏名」を必ず記載してください。<br>なお、書留・簡易書留によらない郵便事故については、一切考慮しません。 |
| 最終選考等の通知            | 申込み締切り後に第1次選考を行い、受験者全員に可否の通知をいたしますが、第1次選考合格者にのみ次の選考場所等の通知を送付します。                                                                      |

＊この選考において提出された書類は、一切返却しません。  
＊この選考において市が収集する個人情報、選考及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切いたしません。  
ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。